平成２８年（フ）第１０７４号
東京都大田区大森西３丁目14―17
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０８７号
東京都墨田区文花１丁目30―20―503
破産者　和田　幸司
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１８号
東京都中野区江古田２丁目21―13―104
破産者　南谷　富吉
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２０７号
東京都西多摩郡檜原村4292
破産者　阿部　義也
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２０９号
東京都青梅市新町８丁目25―１　ホワイトシャトルＡ　201
破産者　鈴岡　正康
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２１０号
東京都足立区本木東町26―４
破産者　玉田　直樹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２１８号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目７―８　ガーデンヒルズ吉田Ⅱ302
破産者　山村　将也
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７０号
東京都品川区戸越６丁目18―13―201
破産者　野村ミツイ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０１号
千葉県白井市笹塚２丁目５―１―1222
破産者　濱田富美子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３３５号
東京都足立区本木東町18―８
破産者　平川加代子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４５６号
東京都江戸川区小松川４丁目71
破産者　金島真希子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９９４号
東京都中央区日本橋浜町２丁目６番１号　浜町パルクビル４階
破産者　株式会社アーサーアグリ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３３８号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目37―９―303
破産者　眞野　年弘
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４７６号
東京都豊島区池袋２丁目70―１―301
破産者　高森　雄介
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８４８号
東京都世田谷区祖師谷１丁目12―９―103
破産者　星野オリヴィエ直治
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２８号
東京都港区芝３―21―10―2204、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市公所154番地
破産者　有限会社ウエストリバー建築事務所
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５１２号
東京都北区豊島５丁目４―３―1118、開始決定時の住所東京都北区志茂１丁目36―14
破産者　鈴木　健二
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５２６号
東京都豊島区上池袋３丁目20―６　酒井方202号
破産者　田中　久子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５１号
東京都中央区日本橋小伝馬町７番15号
破産者　株式会社カインドネス
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６７５号
東京都板橋区舟渡３丁目28番22号
破産者　有限会社丸大商事
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９８０号
東京都西東京市東町５丁目４―14
破産者　石井　　航
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１５７号
東京都足立区青井６丁目23―10―201
破産者　イエボア　エノック　アジェイ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部